

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を変更しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、警備員として就労していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、警備訓練中に押されて背中より転倒し、後頭部をコンクリートの床に強打し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「頭部打撲、頸髄損傷」の傷病名で加療し、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するもの（以下「残存を認めた障害」という。）と認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をし、当初は請求人もこれを受給していた。

3 本件は、請求人が残存を認めた障害に加え、新たに高次脳機能障害が残存しているとして障害等級の変更を請求したところ、監督署長は、これを変更しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第7級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人は本件災害を原因として残存を認めた障害に加え、新たに高次脳機能障害が残存している旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人らが主張する高次脳機能障害に関して、D医師は、平成〇年〇月〇日付け障害補償給付変更請求書裏面診断書、同年〇月〇日付け脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書、平成〇年〇月〇日付け面談記録、同年〇月〇日付け意見書、同年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、「脳の画像所見上、明らかな病変は無く、高次脳機能障害の定義からすると典型的ではない。」旨述べた上、要旨、「当該障害の発症原因は本件災害にある。当該障害の診断までに時間は掛かったが、症状、経過等を考慮すると間違いのないと思われる。」と意見するにとどまり、画像所見上明らかな病変が認められないにもかかわらず、高次脳機能障害が存在するとする医学的な根拠を説得的に示しているとは判断できない。

(3) この点、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「F病院の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの画像及びC病院の平成〇年〇月〇日の画像を読影したところ、外傷性脳損傷の所見は無く、また、脳室拡大、脳萎縮は認めず、びまん性軸索損傷を指摘できる所見は認められない。」と述べ、ま

た、G医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において同旨を述べ、請求人には脳の器質的損傷は認められないとしている。さらに、E医師は、請求人の症状は、高次脳機能障害の定義に該当せず、本件災害との相当因果関係も認められない旨言及している。E医師及びG医師の見解は、画像所見や請求人の症状等を精査した上のものであり、妥当な内容であると判断する。

(4) さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頭部への物理的な力の作用について、請求人は本件災害時にヘルメットを着用、転倒後も起き上がり直ぐに返答し、引き続き警棒訓練や座学訓練に参加していること、本件災害当日のC病院の診療録によれば、頭部の外傷、痛みに関する訴え及び処置に関する記載は無く、頭部CTで異常所見は認められていないことからすると、頭部への衝撃は大きなものではなかった。」と述べた上、WHO協力センターのMTBIに係る操作的定義（以下「操作的定義」という。）に基づき、請求人の症状が、MTBIによるものであることの妥当性を検討した結果については、要旨、「①錯乱又は見当識障害について、本件災害直後、請求人は訓練参加者が差し伸べた手を持って起き上がり、『大丈夫だ。』と返答、ヘルメットの紐を締め直した上、引き続き訓練に参加していることからすると、本件災害前後の状況を認識しており、本件災害後に錯乱又は見当識障害は認められないこと、②意識喪失について、本件災害直後、2、3秒程度動かなかったものの、照れ笑いしながら『イテテテ』と声を発し、訓練参加者が差し伸べた手を持って起き上がり、『大丈夫だ。』と返答していること、本件災害後に初診を担当したD医師も『意識消失（一）』、『意識障害の測定結果：GCS E4V5M6=15 JCSI 0～1』と述べていることからすると、本件災害後に意識喪失の状態には無かったこと、③外傷後健忘について、本件災害当日のC病院の診療録に本件災害発生日時及び事故の状況が記載されていること、請求人の妻は、請求人が訓練中に誰とぶつかったかも含めて事故自体を記憶していると述べていることからすると、外傷後健忘の症状は認められないこと、④その他の一過性の神経学的異常についても、C病院の診療録等の医学的資料からは、当該神経学的異常が認められる症状は無いことから、請求人の症状は、操作的定義の要件を満たしておらず、MTBIには該当しない。従って、本件災害により、請求人にMTBIが生じたものとは判断できない。」と述べているところ、当審査会としても、H医師の見解は、客観的な視座によっており、妥当であるものと認められる。

(5) 当審査会としても、上記(2)ないし(4)の各医学的見解を始め、改めて本件一件記録を精査するも、本件災害の受傷の状況、本件災害直後の請求人の行動及び請求人の脳の画像所見に異常は認められていない等の事情を鑑みると、本件災害の際、請求人の頭部への衝撃が大きなものであったとは認め難いものと判断する。

また、請求人らは、請求人の脳の画像所見に異常が認められなかったとしても、本件災害後の請求人の状態はMTBIに該当する旨主張するが、H医師が指摘するとおり、本件災害後、請求人に見当識障害や意識喪失等があったと推認するに足る客観的根拠は見当たらず、操作的定義の要件を満たしておらず、当審査会としては、請求人が主張する高次脳機能障害が、本件災害によって、引き起こされたと認めることはできないものと判断する。

(6) したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第7級を超えるものとは認められない。なお、請求人らのその余の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。